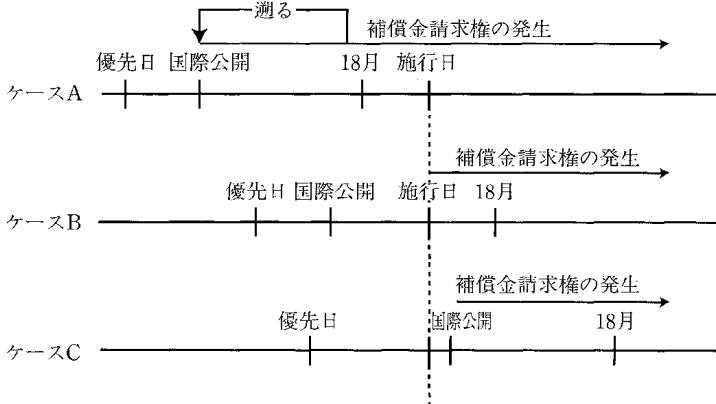


<参考図>



(補説) 施行の際現に特許庁に係属している出願

現に係属している出願には、その出願について改正法後にした分割・変更出願等、出願日が遡る結果、改正法施行時に係属したことになる出願も含まれる。

(2) 実用新案法の改正に伴う経過措置 (第3条)

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた実用新案登録出願であつて、実用新案法第十条第三項の規定により施行前にしたもののみなされるものについて

は、第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十条第八項及び第九項の規定を適用する。

- 3 この法律の施行前に求められた登録実用新案の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。
- 4 新実用新案法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。
- 5 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第百五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。
- 6 附則第一条第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料（旧実用新案法第三十六条において準用する旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

- ① 登録要件の見直しに伴う経過措置（第1項、第7項）  
附則第2条第1項、第12項と同旨
- ② 出願の分割・変更に係る手続の簡素化に伴う経過措置（第2項）  
附則第2条第2項と同旨
- ③ 判定制度の強化に伴う経過措置（第3項）  
附則第2条第7項と同旨
- ④ 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置（第4項、第5項）

附則第2条第8項、第9項と同旨

- ⑤ 登録料の引き下げに伴う経過措置（第6項）

附則第2条第10項と同旨

- (3) 意匠法の改正に伴う経過措置（第4条）

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願に係る意匠の新規性の要件については、その意匠登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第二条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十条の二第三項の規定を適用する。
- 3 この法律の施行前に求められた登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定については、なお従前の例による。
- 4 新意匠法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第三条の規定による改正前の意匠法第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。
- 5 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第百五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。
- 6 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

- ① 登録要件の見直しに伴う経過措置（第1項、第6項）  
附則第2条第1項、第12項と同旨
  - ② 出願の分割・変更に係る手続の簡素化に伴う経過措置（第2項）  
附則第2条第2項と同旨
  - ③ 判定制度の強化に伴う経過措置（第3項）  
附則第2条第7項と同旨
  - ④ 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置（第4項、第5項）  
附則第2条第8項、第9項と同旨
- (4) 商標法の改正に伴う経過措置（第5条、第6条）

**（第四条の規定による商標法の改正に伴う経過措置）**

**第五条** この法律の施行後にされた商標登録出願であつて商標法第十条第二項（同法第十一条第五項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第四条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十条第三項の規定を適用する。

- 2 新商標法第十二条の二及び第十三条の二の規定は、この法律の施行後にした商標登録出願から適用する。
- 3 この法律の施行前に求められた商標権の効力についての判定については、なお従前の例による。
- 4 第一項から前項までの規定は、防護標章登録出願及び防護標章登録に基づく権利に準用する。
- 5 新商標法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第四条の規定による改正前の商標法第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。
- 6 新商標法第三十九条において準用する新特許法第一百五十五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所にお

ける口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

- 7 新商標法第六十八条の二第二項の規定は、この法律の施行後に商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった商標登録出願から適用する。

**(第五条の規定による商標法の改正に伴う経過措置)**

**第六条** 附則第一条第二号に定める日前にした商標登録出願についての商標登録をすべき旨の査定又は審決については、第五条の規定による改正後の商標法第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- ① 出願の分割・変更に係る手続の簡素化に伴う経過措置（第5条第1項）  
附則第2条第2項と同旨
- ② 出願公開、登録前の商標についての金銭的請求権の導入に伴う経過措置  
（第2項）

今回の改正により、商標登録出願についても出願の時点で全件出願公開を行うこととしたが、施行の際係属中の出願については、出願公開の対象とはしないことを明らかにするための経過措置をおいたものである。

また、今回の改正においては、出願後設定登録前の商標についても保護するための改正（新商標法第13条の2）が行われたが、第三者に不測の不利益を与えるべきでなく、また、施行前の出願人の期待を上回って保護する必要性はないと考えられることから、新商標法第13条の2の規定は施行後にされた出願から適用することとした。

- ③ 判定制度の強化に伴う経過措置（第3項）  
附則第2条第7項と同旨
- ④ 防護標章登録出願及び防護標章登録に基づく権利への準用（第4項）  
第1項から第3項までの経過措置については、防護標章登録出願等につい

でも準用することとした。

- ⑤ 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置(第5項、第6項) 附則第2条第8項、第9項と同旨
- ⑥ 査定後の一部補正に関する経過措置(第7項)  
今回の改正において、出願人の利便性の向上の観点から、登録査定後にも区分の数を減ずる補正を認めることとしたが、施行前に登録査定を受けた者について、登録料を納付するまで補正を認めることとした場合には、施行前に納付した者と施行後に納付した者の間に不公平が生じることから、一律に補正を認めないこととした。
- ⑦ 審査期間の法定化に伴う経過措置(第6条)  
商標登録出願の審査期間の法定化については、施行後になされる商標登録出願から適用することとした。

### 3. その他の規定

- (1) 昭和60年旧特許法関係(第7条、第8条)

(昭和六十年旧特許法の一部改正)

**第七条** 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(以下「昭和六十年旧特許法」という。)の一部を次のように改正する。

第百七条第一項の表中「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千二百円」を「八千四百円」に、「二万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「四万四千八百円」を「三万三千六百円」に改める。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和

六十年旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（昭和六十年旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

① 昭和60年旧特許法の一部改正（第7条）

本条は、昭和60年の特許法改正において廃止された「追加の特許権」（昭和60年旧特許法第31条）に係る特許料についての改正を行うものである。

今回の改正では、特許法第107条第1項の表につき、請求項数ごとの特許料の増加割合の引下げを行っている。本条は、特許法第107条の改正と同様の趣旨に基づき、「追加の特許権」の特許料についても引き下げを行うものである。

② 経過措置（第8条）

本条は、前条の規定による「追加の特許権」に係る特許料の改正に伴う経過措置を規定したものである（附則第2条第10項と同旨）。すなわち、附則第1条第1号に定める日前に既に納付した「追加の特許権」に係る特許料についてはこれを返納することとはせず、また、附則第1条第1号に定める日前に納付すべきであった「追加の特許権」に係る特許料であって追納すべきものについては、従前の例により、改正前の追加の特許権に係る旧特許料を基準に納付すべき旨を規定したものである。

(2) 昭和62年旧特許法関係（第9条、第10条）

（昭和六十二年改正法の一部改正）

**第九条** 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。

以下「昭和六十二年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「七千円」を「八千五百円」に、「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「一

万円二百円を」を「八千四百円を」に、「二万二千四百円に」を「二万七千円に」に、「二万二千四百円を」を「一万六千八百円を」に、「四万四千八百円に」を「五万四千円に」に、「四万四千八百円を」を「三万三千六百円を」に改め、同条第四項中「新特許法」を「特許法」に、「別表第五号」を「別表第六号」に、「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「千八百円」を「二千七百元」に、「七方五千元」を「七万七千三百円」に、「一万二千元」を「九千元」に、「同表第十号」を「同表第十三号」に、「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改める。

附則第五条第二項中「新実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改め、同項の表中「九千五百円」を「九千三百円」に、「一万八千九百元」を「一万八千五百円」に、「三万七千八百円」を「三万七千元」に改める。

#### （昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

**第十条** 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に



同項の規定により納付すべきであった登録料（旧実用新案法第三十六条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される新実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

① 昭和62年旧特許法の一部改正（第9条）

本条は、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」の特許権に係る特許料等についての改正を行うものである。

特許料の計算単位については、昭和62年改正法により従来の「発明単位」から「請求項単位」へ切り替わったが、現在でも、「請求項単位」の料金体系と、昭和62年改正法の施行前にされた出願に係る「発明単位」の料金体系の2本立てとなっている。（平成5年改正法の施行前にされた実用新案登録出願に係る旧実用新案登録料についても同様。）

そのため、本条では、特許法第107条第1項、実用新案法第31条第1項等の改正と同様の趣旨に基づき、昭和62年改正法の施行前に出願された「発明単位」の特許料等を引き下げするため、「発明単位」の特許料等について規定する昭和62年改正法附則第3条第3項等の読み替え表について改正を行うとともに、その読み替えの趣旨を明確にするため「新特許法」を「特許法」と改める等したものである。この改正により、現行の特許法第107条第1項等の表を読み替えることになる。

② 経過措置（第10条）

本条は、前条の規定により昭和62年改正法施行前に出願された「発明単位」の特許権に係る特許料等の改正に伴う経過措置を定めるものである。すなわち附則第1条第1号に定める日前に既に納付した「発明単位」による特許料及び納付すべきであった「発明単位」による特許料についての施行日後の追納についての取り扱いを定めるものである（附則第2条第10項と同旨）。

(3) 平成5年旧実用新案法関係（第11条～第15条）

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

**第十一条** 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項の表中「千円」を「八百円」に、「二千円」を「千六百円」に、「四千元」を「三千二百円」に改める。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料（平成五年旧実用新案法第三十四条において準用する平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成五年旧特例法の一部改正）

**第十三条** 平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（電子情報処理組織による特定手続の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合におい

て、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。

第六条第二項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、同条第三項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項」を削る。

第七条第一項中「特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続」を「特定手続（政令で定める手続を除く。）」に、「当該手続に」を「その手続に」に改め、「であって政令で定めるもの」及び「（通商産業省令で定めるものを除く。）」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める手続」を「特定手続（前項の政令で定める手続を除く。）」に改める。

第八条第一項中「特定手続等が」を「特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であって政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特定手続等」という。）が」に、「前条第一項の政令で定める手続」を「特定手続（前条第一項の政令で定める手続を除く。）」に改め、「その他の政令で定める事項」を削る。

#### （平成五年改正法の一部改正）

**第十四条** 平成五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「おいて、」の下に「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに」を加え、「。以下「平成十年改正法」という。」を削り、「又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法」を「及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）」に改め、同項の表第四十条第二項の項下欄中「場合に準用する」を「場合に準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第一号の場合は」とあるのは、「第三―七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされ

ていない請求項についての訂正であつて、第四十条第二項第一号の場合  
は」と読み替えるものとする」に改め、同表第六十一条の項下欄中「二  
第五十六条第二項、第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑」を  
「二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑  
三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑」に改め、同  
条に次の一項を加える。

- 3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一  
項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正に  
ついては、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十条第五項  
後段の規定は、適用しない。

#### (平成六年改正法の一部改正)

**第十五条** 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）の  
一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新々特許法」を「特許法等の一部を改正する法  
律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）に  
よる改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）」に改め、  
同項の後段として次のように加える。

この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属  
している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正について  
は、平成十一年改正特許法第二百十条の四第三項後段の規定は、適用  
しない。

附則第九条第四項から第六項までの規定中「新々特許法」を「平成  
十一年改正特許法」に改める。

平成5年の実用新案法改正においては、審査登録制度から無審査登録制度へ  
基本構造が変更される等の改正が行われたが、この改正前の出願に係る実用新  
案登録出願、審判、権利等については、平成5年改正前の旧実用新案法が「な

おその効力を有する」ものとされている（平成5年改正法附則第4条第1項）。

本条は、実用新案登録料の引下げ、明細書又は図面の訂正請求の見直し及び詐欺行為罪・虚偽表示罪の罰則の強化について、平成5年改正前の旧実用新案法においても同様の改正を行うことを規定するものである。

#### (4) 弁理士法の一部改正（第16条）

##### （弁理士法の一部改正）

第十六条 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。

第九条中「称ス」の下に「若ハ商標法ノ規定ニ依ル国際登録出願（以下単ニ国際登録出願ト称ス）」を加える。

第二十二條ノ二第一項中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に関する手続代理について、これを弁理士の業務とするとともに、弁理士以外の者が業として取り扱いをなすことを禁ずることとした。（第11章参照）

#### (5) 登録免許税法の一部改正（第17条）

##### （登録免許税法の一部改正）

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（以下略）

WIPO 国際事務局において管理される国際登録簿への登録事項については、我が国の登録免許税が賦課されないことを明らかにした。（第11章参照）

(6) 罰則の適用に関する経過措置（第18条）

（罰則の適用に関する経過措置）

**第十八条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

今回の法律改正では、詐欺行為罪、虚偽表示罪についての法人に対する罰金額の引上げを行った（特許法第201条、実用新案法第61条、意匠法第74条、商標法第82条、商標法原始附則第29条の改正）。また、平成5年改正前の旧実用新案法についても同様の措置が採られている（平成5年改正法附則第4条2項の改正）。

本条は、以下の改正に伴い、罰則の規定の適用に関する経過措置について規定したものである。

詐欺行為罪や虚偽表示罪に関する法人重課の導入については、経過措置を設けずとも憲法上の要請から刑罰が施行前の行為に遡及適用されることはない。

一方、平成5年改正前の旧実用新案法の改正については、平成5年改正法附則第4条第2項の改正により、施行前にされた行為についての罰則の適用について、従前の例により改正前の附則第4条第2項が適用されることとなる。

また、特許存続期間の延長登録出願について、「一年以上」との延長登録出願の条件が撤廃されたことに伴い、詐欺行為罪の構成要件の一つが消滅したことから、施行前に旧法適用下でなされた行為に対するこの法律の施行後における罰則の適用については、従前の例によることとなる。

(7) 政令への委任（第19条）

（政令への委任）

**第十九条** 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条、第十二条及び前

条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条は、改正法の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めることができる旨を入念的に規定したものであり、附則の各規定以外にも経過措置が必要な場合は、本条を根拠規定として経過措置が定められることになる。